



山口市

報道資料

平成29年8月28日

1 件 名	救急ステーション 認定証交付式
2 日 時	平成29年8月31日（木）15時30分から
3 場 所	山口市小郡前田町1番16号 山口市南消防署2階会議室
4 内 容	<p>この度、新山口駅周辺のホテル3事業所が、救急ステーション認定制度の基準を満たされたことから、新たに認定証を交付いたします。</p> <p>救急ステーション認定制度とは</p> <p>多くの利用者が出入りする旅館、ホテル及び店舗等のうち、救急隊が到着する前に従業員が適切な応急救護を行うことのできる事業所を認定し救命率向上に繋げる制度です。認定基準については、上級救命講習修了者を1名以上かつ普通救命講習修了者又はその他応急救護修了者を全従業員の70%以上確保していること、及び応急手当資器材を常備し年1回以上の救護訓練が行えていることが認定の基準となります。</p> <p>認定証交付式次第</p> <ul style="list-style-type: none">○開式（15時30分～）○認定証交付○消防長挨拶○事業所代表挨拶（東横イン新山口駅新幹線口 支配人 藤井 真生 様）○記念撮影
5 出 席 者	<p>認定3事業所 ※順不同</p> <ul style="list-style-type: none">①【東横イン新山口駅新幹線口】 支配人 藤井 真生 様②【コンフォートホテル新山口】 店 長 大久保 志帆子 様③【ホテルアムゼ新山口】 支配人 村田 充弘 様 <p>消防本部</p> <p>消防長 理事 次長 参事 各所属長 南消防署員</p>
問い合わせ	消防本部 救急救助課 （担当：原田） TEL 083-932-2604



山口市

◇山口市における救急ステーションの認定状況
認定事業所 50事業所 (平成29年8月現在)

◇過去の救急ステーションでの奏功事例
平成23年6月、SSS吉敷で運動中の男性が倒れ職員による早期除細動で救命されました。

【救急ステーション認定制度の概要】

1 救急ステーション認定制度とは

多くの利用者が出入りする旅館、ホテル、店舗等で救急事案が発生した場合、救急隊が到着する前に従業員が適切な応急救護を行うことができる事業所を「救急ステーション」として認定する制度

2 救急ステーションとしての活動内容

- (1) 消防機関への通報
- (2) 適切な応急救護処置
- (3) 救急隊への支援・協力

3 対象事業所

- (1) 多くの利用者が出入りする旅館、ホテル、店舗等
- (2) その他、消防本部が必要と認めた事業所

4 認定基準 ※すべての項目を満たすこと

- (1) 上級救命講習(8時間)修了者を1名以上確保していること。
- (2) 普通救命講習(3時間)又はその他の応急救護講習の修了者を全従業員の70%以上(夜間営業中は、勤務者の50%以上)確保していること。
- (3) 応急手当資器材を常備していること。
- (4) 年1回以上、救急訓練を実施していること。
(「AED設置救急ステーション」の場合に追加される基準)
- (5) AEDを常備していること。
- (6) AEDを使用するのに必要な「一定頻度者に対する普通救命講習(4時間)修了者」を常時確保していること。